

春日部市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険財政調整基金条例（平成１７年条例第６７号）の一部を次のように改正する。

（１）次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

（２）次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
（処分） 第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的のため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。	
（委任） <u>第 7 条</u> （略）	（委任） <u>第 6 条</u> （略）

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。